

#9 著作権, Free Software, Open Source

Yutaka Yasuda, 2004 spring term

## 著作権

- 目的
  - 著作物の公正な利用を行い、作者の権利を保護し、「文化の発展に寄与」する。
- よりうまく利用するための法律
  - 利用制限のためのものではない
- (当然ですが) これは日本の法律です

## 音楽の著作権

- 楽譜以前、音楽は一過性だった
- 蓄音機以前、再現すら芸術家の仕事
- 音楽ビジネス
  - 技術が作り出した(拡大した)マーケットと  
考えて良い

## 私的使用のための複製

- 日本著作権法
  - 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた  
範囲内において使用すること(以下「私的使用」  
という)を目的とする場合には(中略)その使用する  
者が複製することができる。
- どこの国でも同じとは限らない

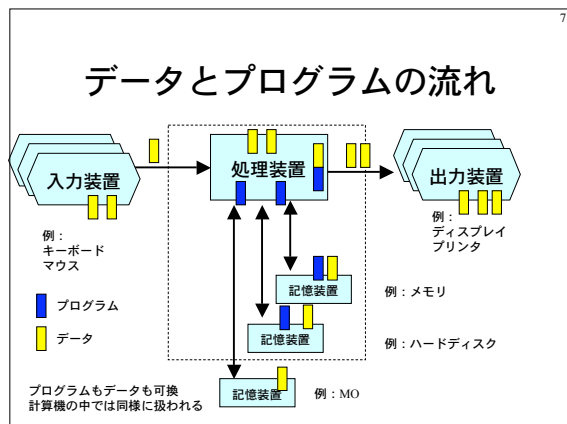
## ベータマックス訴訟

- USで家庭用ビデオ発売
  - 『コロンボ』を見ても『コジャック』は見逃さない
- 裁判(1976年)
  - 映画業界の売り上げが下がる
  - 原告: ユニバーサルスタジオ、ディズニー
  - 被告: ソニー本社、ソニー・アメリカ

Sony history: 第2部 第20章 第5話 ベータマックス訴訟  
<http://www.sony.co.jp/Fun/SH/2-20/h5.html>

## ベータマックス訴訟

- 主張
  - 映画は著作物であり複製の独占権は我々にある、勝手に複製するのは違法
  - これはタイムシフト(盛田氏による造語)である
- 目的に注目するか技術(過程)に注目するか
  - 技術を言うならコンピュータの中で複製は  
何度でも行われている(次頁)



8

## ベータマックス訴訟

- 主張 (つづき)
  - 公共の利益
- 経過
  - 1979年10月 ソニー全面勝訴
  - 1981年 米国連邦高等裁判所では敗訴、連邦最高裁判所へ
  - 1984年1月 ソニー勝訴

9

## ベータマックス訴訟

- 裁判で決するだけでなく、立法とも関連する
  - USの著作権法(当時)には新技術に対する明確な記述がない
  - 日本のように「私的複製の例外」もない
- 結果
  - 立法こそされなかったが、裁判と立法活動が並行して展開

10

## レンタルレコード業

- 複製機器 (カセットテープ) の登場
- レンタルレコード店の普及
- 主張
  - レンタル業者は複製しておらず権利侵害はない
  - 貸与自体は違法ではない

11

## レンタルレコード業

- 1984年、著作権法を改正して解決
  - 立法で決着
  - 関係者の利益を守る方向
- DATはメーカーが対応
  - Digital - to - digitalの複製ができないように
  - 著作者・メーカーの歩み寄り
- DVDも複製不可の方向に企業が努力
  - 複製禁止のための機構があった (迂回は違法)

12

## ナップスター

- 個人が持っているデータをネットワーク越しに自由に交換できるシステム
- 1999年12月、US で音楽業界から提訴
- おおよそ法的には決着したと考えられているが、
- 2003年4月 同種のサービス提供者 Streamcast NetworksとGroksterにロサンゼルス州の米連邦地裁は勝訴判決

## 対個人提訴へ

- RIAA が利用者の提訴を開始
  - 2003.6.26 大学内の数名を提訴
  - 1 万ドル強の賠償金支払いに合意
  - 2003.9.9 には 261 名を対象に提訴
- 実際に勝訴するかどうかはまだ不明

## 著作権法のインターネット対応

- 自動公衆送信可能化権
  - 「サーバ等から自動的に公衆送信されない権利」の創設
  - 公衆に送信することへの権利はあった
  - インターネットで受信者側が起点になる「自動送信」が発生

## ファイルログ

- 日本でのナップスター的事例
  - 2002.2.28 にJASRACがMMOを提訴  
<http://www.jasrac.or.jp/release/02/02.html>
  - 2002.4.9 裁判所の差止仮処分命令によりサービス停止
  - 2002.5.13 MMOが答弁書を提出  
<http://www.filerogue.net/>
  - 2003.1.29 東京地裁が違法の中間判決
  - 2003.12.17 賠償命令判決・控訴 (7100 万円)

## 新しい技術への対応

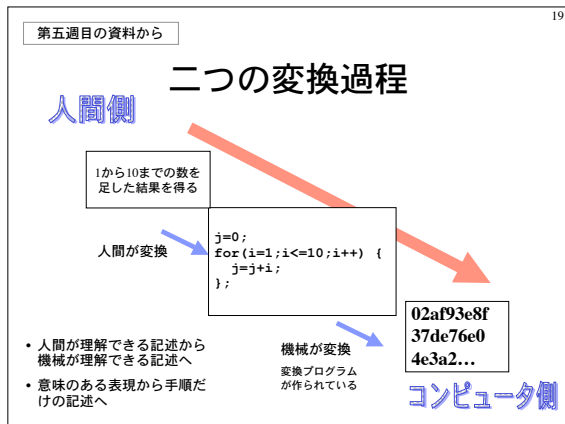
- 音楽ビジネス市場は技術が作った
  - 技術が市場を消滅させても不思議ではない
- 変化は悪ではない
- 法律の対応
  - 著作権法の絶え間ない更新
  - 1998 DMCA制定 (後述)
- 技術による対応
  - CCCD (コピーコントロールCD)
  - 2003.4 Apple が一曲99セントでオンライン販売

## DMCA

- 1998 デジタルミレニアム著作権法
  - コピー防止機構を回避、解除することを違法とする
- 2003.5.6 US = シンガポールの貿易協定
  - DMCA に酷似
  - 国際競争力の強化が狙い
- Report をお願いします。

## Software Piracy

- 現在コンピュータソフトウェアの権利は著作権法で保護されている
  - 多くの場合は利用許諾契約でも保護
- バイナリのみ配布という手法
  - 金銭的利益を得る源泉
  - ビジネスモデルとしての理解



## Free Software

- FSF, Free Software Foundation
  - Richard Stallman 原理主義的リーダー
- ソフトウェアを自由に再利用したい (して貰いたい)
- Copyleft (Copyright からの造語)
  - 当該プログラムと、派生したものすべてに、使用、変更、再配布の権利をさまたげてはならない
  - GNU 一般公共使用許諾契約書 (GPL)

## Open Source Software

- Free Software か独占的ソフトウェアか、ではなく
  - ソースコードを公開し開発者に提供する事を最優先
  - FSF 以外のライセンス形態選択肢のモデルとして
- 成果
  - オープンソースの概念がその価値と共に定着
  - 多くのライセンスが生まれる

## Linux

厳密にはkernelだけをLinuxと呼ぶべきだがここでは区別しない

- Unix互換システムのひとつ
  - 一つの新規開発カーネル (プログラム) と
  - 多くの既存プログラム(利用無料)の寄せ集め
  - 多数の原作者たちの共同作業
- ディストリビューション
- カーネル(核となるプログラム)はGPL

## Linux

- 一人のフィンランドの大学院生が書き始めた
  - こまめにソースコードを公開して開発
  - メイリングリストを通じてのフィードバックと取り込み
- 短期間で実用レベルに到達
  - 既存の再利用可能なプログラムを集める
  - 世界じゅうの人間がデバッグ段階で貢献

## Linux

- 利用者の爆発
  - 無料での配布・ネットワーク利用
- Microsoftの脅威となるまでに普及
  - それを目指していたわけではないが
  - 新しいスタイルでの知的創造のモデル
  - 再利用可能な既存資源がネットに散在

## Linux

- 開発参加の動機
  - 奉仕・名声・満足であって利益ではない
- 世界を書き換えるのに必要だったものは何か？
  - 時間でも金でも大量の人間でもなかった
  - ネットワークを通じた新しい共同作業モデル
  - コンピュータやネットが人間の可能性を拡大している

## オープンソースのビジネスモデル

- 再利用を制限しないのであれば何が利益になるか？
  - サポートサービス（運用）
  - 付加価値と共に再販売（カスタマイズ）
  - そうした業種は他にも多い
- 全てOpenになるのが最善なのか？

## 著作権と利用公開

- 決して相反しない概念であることを忘れず
  - 著作者の利益と、利用者の利益の両立
- 着陸点に向けて
  - 現時点では、著作権保護の理想と、新たな技術の可能性を、矛盾なく調和させる方法を探し出すことに、だれ一人成功していない  
「ファイル交換と音楽著作権問題」岡村久道（弁護士）  
<http://www.zdnet.co.jp/internet/guide/0205/sp/04.html>
  - 既存の法律すら変わる可能性を考える

## 技術の進歩と拡散

- 技術が世界を書き換える速度
  - コンピュータやネットワークが加速
- 参加機会の広がり
  - 必要資源の小型・高性能・低廉化
  - 時間・空間を越えた共同作業を現実のものに
- 法律や文化との摩擦
  - 全体の流れ、歴史を忘れない